

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更（神戸市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積
約97.09ha

1. 都市計画生産緑地地区中、山田55生産緑地地区、山田57生産緑地地区、伊川谷 2 生産緑地地区、伊川谷24生産緑地地区、池上23生産緑地地区の計 5 地区を削除する。
2. 都市計画生産緑地地区中、山田29生産緑地地区ほか 8 地区を次のように変更する。

名 称	面 積
山田 29 生産緑地地区	約 0.16ha
山田 30 生産緑地地区	約 0.51ha
有野 78 生産緑地地区	約 0.19ha
有野 145 生産緑地地区	約 0.27ha
八多 17 生産緑地地区	約 0.06ha
八多 27 生産緑地地区	約 0.41ha
伊川谷 1 生産緑地地区	約 0.15ha
伊川谷 12 生産緑地地区	約 0.22ha
玉津 112 生産緑地地区	約 0.07ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

3. 都市計画生産緑地地区中、垂水47生産緑地地区ほか 1 地区を次のように追加する。

名 称	面 積
垂水 47 生産緑地地区	約 0.13ha
有野 165 生産緑地地区	約 0.07ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

生産緑地地区とは、市街化区域内にある都市農地を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に都市計画に定めることができる地区である。

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に緑地機能の優れた農地等について、計画的な保全を図るため、生産緑地地区の都市計画決定を行った。

平成30年度からは平成29年の生産緑地法の改正の趣旨を踏まえ、コンパクトなまちづくりの推進と都市農業振興の観点から生産緑地地区の追加指定を推進している。

このたび、農地所有者からの意向を踏まえ、良好な都市環境の形成に資する農地について、生産緑地地区の追加指定を行う。

また、区域区分の変更に伴い、市街化区域から市街化調整区域に編入される区域内に存する生産緑地地区について削除する。

さらに、既存の生産緑地地区のうち、生産緑地法第10条第1項及び同条第2項の規定に基づく買取りの申出があり、同法第14条の規定に基づき行為の制限が解除された生産緑地地区について、適正な保全を図ることが困難となるため、削除又は変更を行う。

(参考) 変更の概要

1. 変更内容

良好な都市環境を形成するために保全する生産緑地地区の追加
市街化区域から市街化調整区域に編入される区域内に存する生産緑地地区の削除
農地として保全することが困難となった生産緑地地区の削除・変更

地区名称	変更前	変更後	増減	備考
垂水 47 生産緑地地区	-	約 0.13ha	約 0.13ha	追加
山田 29 生産緑地地区	約 0.38ha	約 0.16ha	△約 0.22ha	変更
山田 30 生産緑地地区	約 0.54ha	約 0.51ha	△約 0.03ha	変更
山田 55 生産緑地地区	約 0.05ha	-	△約 0.05ha	削除
山田 57 生産緑地地区	約 0.03ha	-	△約 0.03ha	削除
有野 78 生産緑地地区	約 0.20ha	約 0.19ha	△約 0.01ha	変更
有野 145 生産緑地地区	約 0.50ha	約 0.27ha	△約 0.23ha	変更
有野 165 生産緑地地区	-	約 0.07ha	約 0.07ha	追加
八多 17 生産緑地地区	約 0.13ha	約 0.06ha	△約 0.07ha	変更
八多 27 生産緑地地区	約 0.84ha	約 0.41ha	△約 0.43ha	変更
伊川谷 1 生産緑地地区	約 0.21ha	約 0.15ha	△約 0.06ha	変更
伊川谷 2 生産緑地地区	約 0.07ha	-	△約 0.07ha	削除
伊川谷 12 生産緑地地区	約 0.24ha	約 0.22ha	△約 0.02ha	変更
伊川谷 24 生産緑地地区	約 0.29ha	-	△約 0.29ha	削除
玉津 112 生産緑地地区	約 0.07ha	約 0.07ha	△約 0.00ha	変更
池上 23 生産緑地地区	約 0.18ha	-	△約 0.18ha	削除
削除：5 地区、△0.62ha 変更：9 地区、△約 1.07ha 追加：2 地区、約 0.20ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	499 地区	496 地区	△3 地区
面積	約 98.58ha	約 97.09ha	△約 1.49ha